

第1章 事業条件の整理

第1節 ごみ処理体制の把握

1. ごみ処理対象人口およびごみ排出量

(1) ごみ処理対象人口

本市のごみ処理対象人口は、年々減少傾向にあり、平成26年度では39,770人となっている。減少数は、5年平均で660人/年となっている。

表1-1-1 ごみ処理対象人口の推移

	H22	H23	H24	H25	H26
五島市(人)	42,380	41,673	41,003	40,475	39,770
前年比(人)	-694	-707	-670	-528	-705

(2) ごみ排出量

本市の年間ごみ排出量は、横ばい傾向にある。1人1日当たりの排出量をみると、緩やかな増加傾向が伺える。

表1-1-2 ごみ排出量の推移

	H22	H23	H24	H25	H26
排出量 (t/年)	14,550	15,013	14,888	14,900	14,868
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	935	984	995	1,009	1,024

2. ごみ処理体系

(1) ごみ処理の広域化

既存の福江清掃センター及び富江クリーンセンターは施設の耐用年数や経済性を考慮すると、平成31年度までには更新時期を迎えることになる。そこで、新たに集約化した焼却施設を平成31年度供用開始することを目標に整備を行うこととしている。ごみ処理の広域化は、ダイオキシン類等の有害物質の削減やコストの縮減ができるため、将来にわたってこの処理体制を維持していくこととしている。

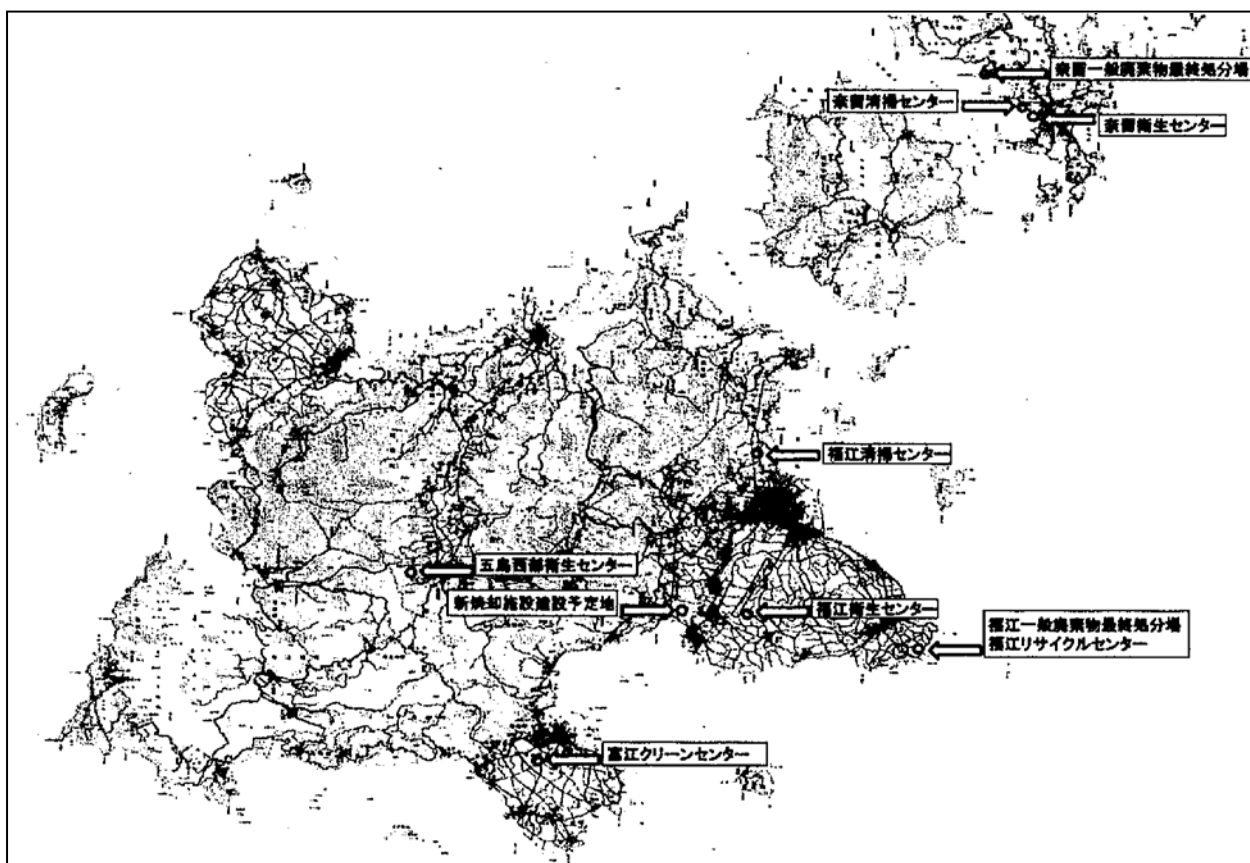


図1-1-1 周辺地形図

【参考】ごみ処理の広域化の意義

広域化については、平成9年5月、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長が各都道府県に対し「ごみ処理の広域化計画」の策定をするよう通知（衛環 173 号）されており、この通知によると、広域化を進めるために、以下の事項に留意することとされている。

- ・ダイオキシン削減対策
- ・焼却残渣の高度処理対策
- ・マテリアル・リサイクルの推進
- ・サーマル・リサイクルの推進
- ・最終処分の確保対策
- ・公共事業のコスト縮減

(2) ごみ処理体制

本市では、一般廃棄物の処理処分を所有する福江清掃センター、富江クリーンセンター、福江リサイクルセンター、福江一般廃棄物最終処分場、奈留一般廃棄物最終処分場で行っている。

本市のごみ処理フローは以下に示すとおりである。

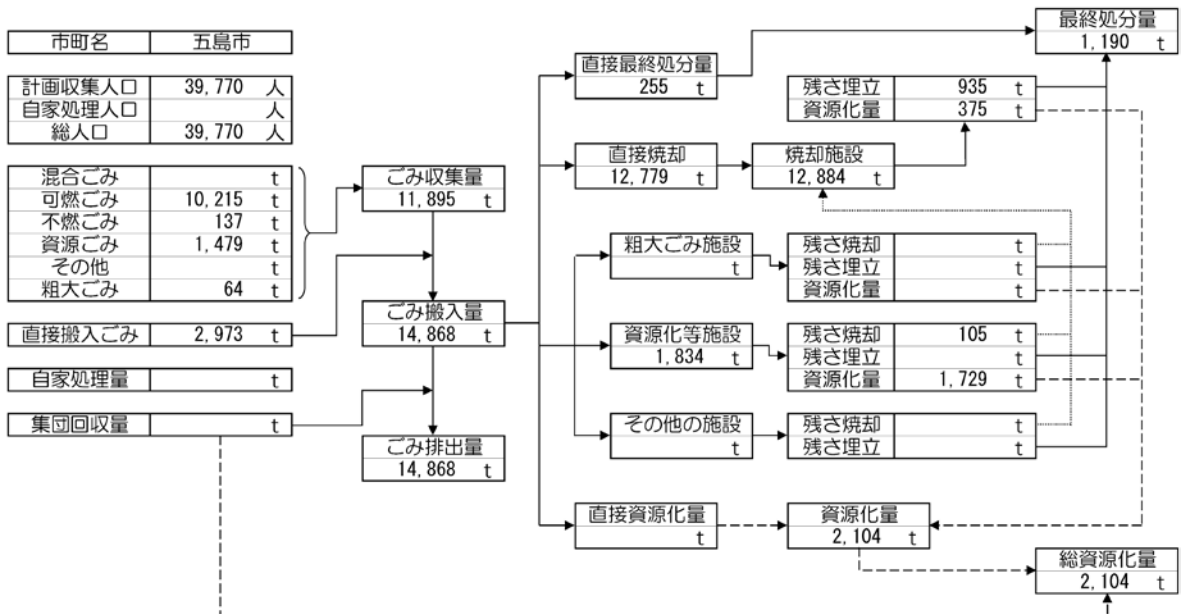


図1-1-2 ごみ処理フロー（H26 現状）

3. ごみ収集・処理・処分

(1) ごみの収集運搬

ごみの収集は、本市全域から行っている。(自家処理区域はない。)

分別区分は、「燃やすごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」の4区分に大別し、分別収集を行っている。新施設稼働後は、資源化品目の見直し等と合わせて順次見直し・効率化を行っていくが、基本的な収集運搬体制は現在の体制を継続していく計画である。

(2) 処理・処分

前述したとおり、本市のごみは、本市が所有するごみ焼却施設、リサイクルセンター、最終処分場で処理処分を行っている。(資源ごみの一部は民間事業者処理を委託している。)

本市全体の焼却対象量は、緩やかな減少傾向となっている。

表1-1-3 本市が所有するごみ処理施設の概要

	処理方式 等	規模	竣工年
福江清掃センター (ごみ焼却施設)	流動床式ガス化溶融炉	58 t / 日 (29 t / 24h × 2 炉)	平成 15 年 3 月
富江クリーンセンター (ごみ焼却施設)	機械化バッチ式焼却炉	10 t / 日 (10 t / 8h × 1 炉)	平成 10 年 3 月
福江リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮・梱包	粗大：4 t / 5 h	平成 12 年 3 月
福江一般廃棄物最終処分場	管理型	埋立面積：9,700m ² 埋立容量：53,000m ³	平成 12 年 3 月
奈留一般廃棄物最終処分場	管理型	埋立面積：1,800m ² 埋立容量：3,683m ³	平成 7 年 3 月

表1-1-4 焼却対象量と最終処分量の推移

	H22	H23	H24	H25	H26
焼却対象量 (t/年)	12,578	13,007	13,030	12,933	12,884
最終処分量 (t/年)	1,457	1,501	1,241	1,172	1,190

4. ごみ処理における課題の整理

平成 26 年 3 月に策定された一般廃棄物(ごみ)処理基本計画によると、本計画で対象となる中間処理の課題として以下が挙げられている。

また、その他として、リサイクル施設及び最終処分場の課題も挙げられている。

(1) 中間処理の課題

本市において3施設4基保有している焼却施設のうち、奈留清掃センターについては休止している。稼働中の施設においても老朽化が進んでいることから、最新のごみ処理技術動向を十分に調査、研究したうえで、新しいごみ焼却施設の導入を図ることが課題である。

こうしたことから、減量化・資源化施策の実施と併行して循環型社会へ向けた、新たなごみ焼却施設の整備について事業を推進していく必要がある。

(2) リサイクル施設の課題

本市における廃棄物のリサイクル施設は、福江リサイクルセンター、1施設であり、リサイクル機器及び468.52m²のストックヤードを保有し稼働年数は14年に達している。

本・雑誌及び小型家電製品等のリサイクル品目増加によりストックヤードの保管容量が限界に近づいていることが課題である。

(3) 最終処分場の課題

本市では、燃やせないごみや焼却飛灰を、福江一般廃棄物最終処分場で処分しているが、福江清掃センターの稼働開始後、焼却灰のスラグ化により、福江一般廃棄物最終処分場の残余年数が大幅に改善され、課題は無い。

しかし、最終処分場の延命化のため再生可能な資源物の再生利用を推進し、さらに最終処分量を減らす取り組みは必要である。

第2節 施設整備基本方針

1. 施設整備の必要性

循環型社会の形成を踏まえ、中間処理最終処分の段階で、資源化を含めた最適な処理・処分が行える体制を確保する。

そのための施策として、本市に2施設あるごみ焼却施設の一元化に伴う整備を行うこととしている。

2. 予定地

新たなごみ焼却施設の建設予定地は、旧福江清掃センター跡地である。

建設予定地は、山林の谷間部にあたり、主要道路から400mほど入った位置にある。



図1-2-1 予定地位置図

3. 整備時期

ごみ焼却施設の稼働年度は、平成 31 年度の施設稼働を予定している。

施設稼働年：平成 31 年度（建設期間：平成 29 年度～平成 30 年度）

4. 将来のごみ処理体系と施設稼働に伴う収集・処理・処分計画

ごみ処理体系は、下記に示すとおりであり、可燃ごみについては、2 施設あるごみ焼却施設を集約し、1 施設体制とする。その他のごみ種については、基本的に現在の処理体系を継続する。

現 状（平成25年度）				今 後（平成32年度）				
五 島 市				五 島 市				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理量 見込み (トン)
						一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	福江清掃センター 富江クリーンセンター 奈留清掃センター(休止中)	12,664	可燃ごみ	焼却	五島市ごみ焼却施設 (仮称)	(残渣) 福江一般廃棄物最終 処分場	9,884
不燃ごみ	埋立	福江一般廃棄物最終処分場 奈留一般廃棄物最終処分場	306	不燃ごみ	埋立	福江一般廃棄物最終処分場 奈留一般廃棄物最終処分場		155
粗大ごみ			195	粗大ごみ	破砕		(資源物)	156
資源	リ サ イ ク ル	福江リサイクルセンター	缶、びん、ペットボトル	資源	選別		民間業者委託	600
資源			発泡スチロール製品	資源	圧縮	福江リサイクルセンター	(残渣)	37
資源			古紙、古布類	資源	梱包		五島市ごみ焼却施設(仮称)	799
資源			金属製品、小型家電	資源	保管		及び最終処分場	224
有害ごみ			民間業者委託	0	有害ごみ		民間業者委託	0

図1-2-2 ごみ処理体系

5. 施設計画方針

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、以下の基本方針を掲げている。

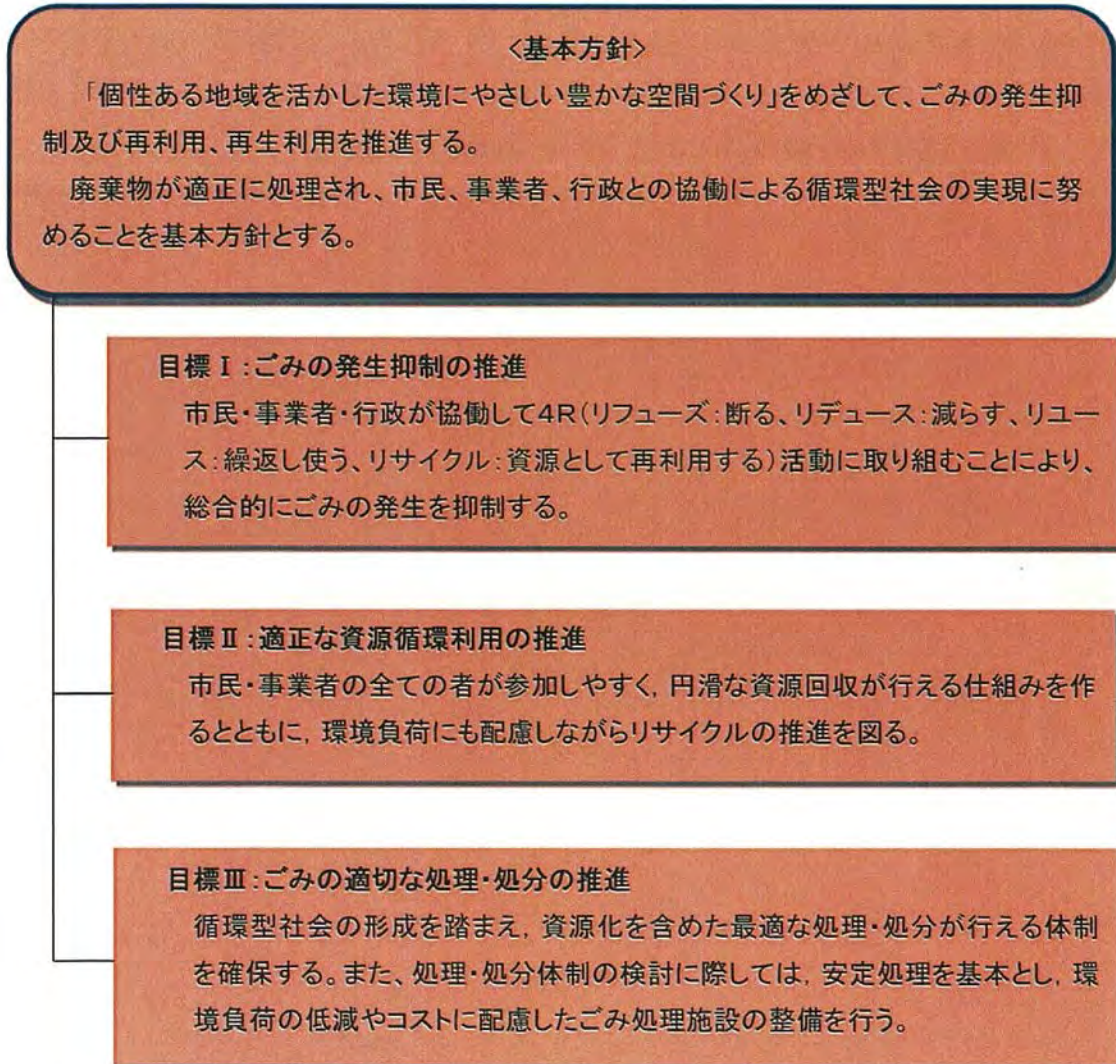


図1-2-3 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による基本方針

同計画では、中間処理施設に関する計画として、以下の通り計画している。

① 中間処理施設に関する計画

中間処理の基本方針

- ・循環型社会の形成を踏まえ、中間処理最終処分の段階で、資源化を含めた最適な処理・処分が行える体制を確保する。

【施策1】

ごみ焼却施設の一元化に伴う整備

(2) 施設整備・運営コンセプト

本市の基本方針を踏まえ、新ごみ焼却施設の施設整備・運営コンセプト（整備・運営に関する方針）を以下のとおり設定する。

①住民の生活を守る安全で安定的な処理を実現する施設

- ・廃棄物処理が滞らないよう将来にわたって安定的な稼働が可能な仕組みを構築する。
- ・ダイオキシン類等の有害物質の発生を低減する。
- ・万全の事故対策を講じ、耐震性・耐久性に優れ、長期間の稼働が可能な施設とする。
- ・災害発生時の災害廃棄物処理を行うなど、早期復旧に貢献する。

②環境負荷を低減する環境にやさしい施設

- ・可能な限り自然環境・生活環境への負荷を低減する。
- ・施設のデザイン等、周辺環境との調和を大切にする。

③経済性に優れた無理のない処理が可能な施設

- ・限られた財源の中でも確実に廃棄物処理ができるようコストの低廉化を図る。
- ・合理的で無駄のない施設の整備・運営を行なう。

④地域に貢献し、親しまれる施設

- ・積極的な情報公開のもと、住民に理解され、受け入れられる施設とする。
- ・地元雇用を促進するなど、地域に貢献できる施設とする。

第3節 敷地条件等の整理

1. 敷地条件

本市が整備するごみ焼却施設計画地は、旧福江清掃センター跡地であり、現在、旧施設が現存している。

敷地面積は、4,784m²であるが、ごみ焼却施設の建設には決して広くはない。

計画地東側に隣接して市道が走っているが、傾斜しているため、取付位置は一箇所しかない。道路を挟んで面した箇所には、市の堆肥化施設が設置されている。

敷地北、西、南側に面している箇所は土地利用されていない。

現状を図 1-3-1 に示す。

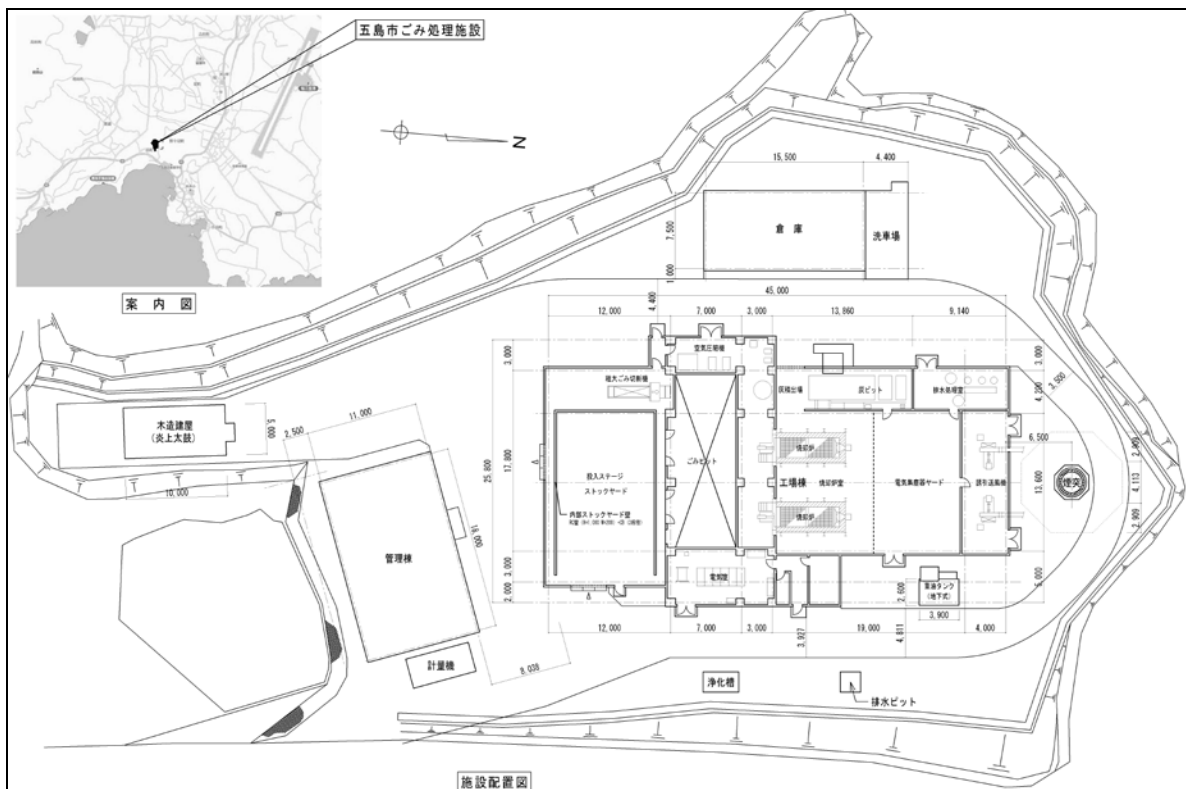
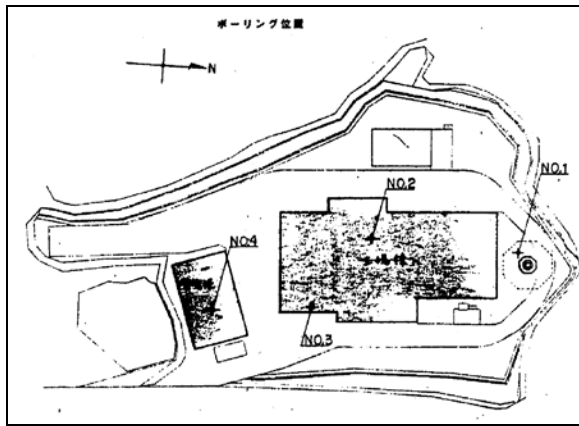


図 1-3-1 現状図

(1) 地質条件

現地は、現造成高さより5mの深さにN値50の玄武岩質が存在しており、基礎地盤としては申し分ない。但し、沢地であることから、地下水位が割と高いとされている。

旧福江清掃センター建設時のボーリングデータを添付する。



ボーリング No. 1					ボーリング No. 2					ボーリング No. 3					ボーリング No. 4				
深	土質	層	N	貫入試験	深	土質	層	N	貫入試験	深	土質	層	N	貫入試験	深	土質	層	N	貫入試験
				10 20 30 40 50					10 20 30 40 50					10 20 30 40 50					10 20 30 40 50
1.0	地盤	0.92			1.0	粘土	0.6			1.0	粘土	0.77			1.0	粘土	0.67		
2.0	砂	0.8			2.0	砂	0.8			2.0	砂	0.8			2.0	砂	0.8		
3.0	砂	0.8			3.0	砂	0.8			3.0	砂	0.8			3.0	砂	0.8		
4.0	砂	0.8			4.0	砂	0.8			4.0	砂	0.8			4.0	砂	0.8		
5.0	砂	0.8			5.0	砂	0.8			5.0	砂	0.8			5.0	砂	0.8		
6.0	砂	0.8			6.0	砂	0.8			6.0	砂	0.8			6.0	砂	0.8		
7.0	砂	0.8			7.0	砂	0.8			7.0	砂	0.8			7.0	砂	0.8		
8.0	砂	0.8			8.0	砂	0.8			8.0	砂	0.8			8.0	砂	0.8		
9.0	砂	0.8			9.0	砂	0.8			9.0	砂	0.8			9.0	砂	0.8		
10.0	砂	0.8			10.0	砂	0.8			10.0	砂	0.8			10.0	砂	0.8		
11.0	砂	0.8			11.0	砂	0.8			11.0	砂	0.8			11.0	砂	0.8		
12.0	砂	0.8			12.0	砂	0.8			12.0	砂	0.8			12.0	砂	0.8		
13.0	砂	0.8			13.0	砂	0.8			13.0	砂	0.8			13.0	砂	0.8		
14.0	砂	0.8			14.0	砂	0.8			14.0	砂	0.8			14.0	砂	0.8		
15.0	砂	0.8			15.0	砂	0.8			15.0	砂	0.8			15.0	砂	0.8		
16.0	砂	0.8			16.0	砂	0.8			16.0	砂	0.8			16.0	砂	0.8		
17.0	砂	0.8			17.0	砂	0.8			17.0	砂	0.8			17.0	砂	0.8		
18.0	砂	0.8			18.0	砂	0.8			18.0	砂	0.8			18.0	砂	0.8		
19.0	砂	0.8			19.0	砂	0.8			19.0	砂	0.8			19.0	砂	0.8		
20.0	砂	0.8			20.0	砂	0.8			20.0	砂	0.8			20.0	砂	0.8		
21.0	砂	0.8			21.0	砂	0.8			21.0	砂	0.8			21.0	砂	0.8		
22.0	砂	0.8			22.0	砂	0.8			22.0	砂	0.8			22.0	砂	0.8		
23.0	砂	0.8			23.0	砂	0.8			23.0	砂	0.8			23.0	砂	0.8		
24.0	砂	0.8			24.0	砂	0.8			24.0	砂	0.8			24.0	砂	0.8		
25.0	砂	0.8			25.0	砂	0.8			25.0	砂	0.8			25.0	砂	0.8		
26.0	砂	0.8			26.0	砂	0.8			26.0	砂	0.8			26.0	砂	0.8		
27.0	砂	0.8			27.0	砂	0.8			27.0	砂	0.8			27.0	砂	0.8		
28.0	砂	0.8			28.0	砂	0.8			28.0	砂	0.8			28.0	砂	0.8		
29.0	砂	0.8			29.0	砂	0.8			29.0	砂	0.8			29.0	砂	0.8		
30.0	砂	0.8			30.0	砂	0.8			30.0	砂	0.8			30.0	砂	0.8		
31.0	砂	0.8			31.0	砂	0.8			31.0	砂	0.8			31.0	砂	0.8		
32.0	砂	0.8			32.0	砂	0.8			32.0	砂	0.8			32.0	砂	0.8		
33.0	砂	0.8			33.0	砂	0.8			33.0	砂	0.8			33.0	砂	0.8		
34.0	砂	0.8			34.0	砂	0.8			34.0	砂	0.8			34.0	砂	0.8		
35.0	砂	0.8			35.0	砂	0.8			35.0	砂	0.8			35.0	砂	0.8		
36.0	砂	0.8			36.0	砂	0.8			36.0	砂	0.8			36.0	砂	0.8		
37.0	砂	0.8			37.0	砂	0.8			37.0	砂	0.8			37.0	砂	0.8		
38.0	砂	0.8			38.0	砂	0.8			38.0	砂	0.8			38.0	砂	0.8		
39.0	砂	0.8			39.0	砂	0.8			39.0	砂	0.8			39.0	砂	0.8		
40.0	砂	0.8			40.0	砂	0.8			40.0	砂	0.8			40.0	砂	0.8		
41.0	砂	0.8			41.0	砂	0.8			41.0	砂	0.8			41.0	砂	0.8		
42.0	砂	0.8			42.0	砂	0.8			42.0	砂	0.8			42.0	砂	0.8		
43.0	砂	0.8			43.0	砂	0.8			43.0	砂	0.8			43.0	砂	0.8		
44.0	砂	0.8			44.0	砂	0.8			44.0	砂	0.8			44.0	砂	0.8		
45.0	砂	0.8			45.0	砂	0.8			45.0	砂	0.8			45.0	砂	0.8		
46.0	砂	0.8			46.0	砂	0.8			46.0	砂	0.8			46.0	砂	0.8		
47.0	砂	0.8			47.0	砂	0.8			47.0	砂	0.8			47.0	砂	0.8		
48.0	砂	0.8			48.0	砂	0.8			48.0	砂	0.8			48.0	砂	0.8		
49.0	砂	0.8			49.0	砂	0.8			49.0	砂	0.8			49.0	砂	0.8		
50.0	砂	0.8			50.0	砂	0.8			50.0	砂	0.8			50.0	砂	0.8		

(2) 造成計画

現計画では、旧福江清掃センターを解体した跡地に新ごみ焼却施設を建設する予定である。敷地としては十分の広さではないため、面積の拡大も検討している。

雨水排水については、現状通り、敷地内の降雨は排水路に放流する計画である。

2. 法規制条件

建設地における土地利用上の法規制状況を表 1-3-1 に整理する。

建設地には法規制はかかっていない。

表 1-3-1 法規制の状況

大区分	地域・区域等	法律名	指定状況
土地利用 計画面	市街化区域	都市計画法	指定なし
	市街化調整区域	都市計画法	指定なし
	用途地域	都市計画法	指定なし
	風致地区	都市計画法	指定なし
	史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	指定なし
	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	指定なし
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律	指定なし
	国有林	森林法	指定なし
	民有林	森林法	指定なし
	保安林	森林法	指定なし
自然環境 保全面	国立及び国定公園	自然公園法	指定なし
	県立自然公園	自然公園法、県立自然公園条例	指定なし
	緑地環境保全地域	自然環境保全条例	指定なし
	鳥獣特別保護区	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	指定なし
防災面	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	指定なし
	砂防指定地	砂防法	指定なし
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	指定なし
	河川区域	河川法	指定なし
	河川保全区域	河川法	指定なし
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	指定なし

3. 公害防止基準

(1) 排ガス基準

煙突からの排ガスの基準は、住民にとって関心の高い事項であると推察される。

ごみ焼却施設の排ガスの基準は、法規制値よりも厳しく、かつ既存施設である福江と同等の自主規制値を設定する。

表1-3-2 排出ガスの自主規制値（乾きベース、酸素濃度 12%換算値）

項目	自主規制値	法規制値	福江清掃センター
ばいじん (g/m ³ N)	0.02 以下	0.15 以下	0.02
塩化水素 (HCL) (ppm)	100 以下	430 以下 ^{※1)}	100
硫黄酸化物 (SO _x) (ppm)	50 以下	K 値 ^{※2)} = 17.5 以下 (約 3,000ppm) ^{※3)}	50
窒素酸化物 (NO _x) (ppm)	150 以下	250 以下	150
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1 以下	5 以下	0.1

※1) 塩化水素の法規制値は、大気汚染防止法に基づく排出規制濃度 700mg/m³N（標準状態 [0℃、1 気圧] における 1m³ 当たりの質量）を ppm に換算した数値。

※2) K 値とは、大気汚染の程度によって全国を 16 段階の地域に分け、設定された設定値。

※3) 硫黄酸化物の法規制値は、K 値による規制が行われており、煙突高さや排ガス量、温度等の様々な条件のもとで算出される。本数値は簡易計算による。

【単位の説明】

m³N : 0℃、1 気圧の気体量。

ppm : 比率であり百万分の一。

ng-TEQ : ng (ナノグラム) は、10 億分の 1 グラム。

: TEQ は、ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表示する際に用いられる記号。ダイオキシン類の異性体ごとの毒性強度と存在量を考慮して算出した濃度。

: 1ng/m³ とは福岡ドーム（約 1,760,000m³）にアリが 1 匹（約 0.002g）いる状態に相当します。

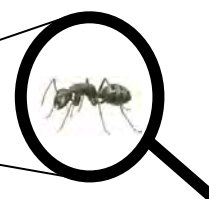


表1-3-3 ①九州圏内の施設の排ガス設計濃度事例との比較

項目	五島市 計画値 (案)	甘木・朝倉・三 井環境施設組 合 (福岡県) 120t/日	人吉球磨広域 行政組合 (熊本県) 90t/日	有明広域行政 事務組合① (熊本県) 50t/日	佐伯市 (大分県) 110t/日
ばいじん (g/m ³ N)	0.02 以下	0.02	0.01	0.02	0.01
塩化水素 (ppm)	100 以下	50	50	100	50
硫黄酸化物 (ppm)	50 以下	50	50	50	100
窒素酸化物 (ppm)	150 以下	100	100	150	100
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1 以下	0.1	0.05	0.05	0.1

項目	五島市 計画値 (案)	始良市 (鹿児島県) 74t/日	伊佐北始良環 境管理組合 (鹿児島県) 80t/日	大隅肝属広域 事務組合 (鹿児島県) 128t/日	種子島地区広 域事務組合 (鹿児島県) 22t/日
ばいじん (g/m ³ N)	0.02 以下	0.01	0.01	0.01	0.05
塩化水素 (ppm)	100 以下	50	200	50	200
硫黄酸化物 (ppm)	50 以下	30	200	30	100
窒素酸化物 (ppm)	150 以下	100	250	80	250
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1 以下	0.1	0.05	0.1	5.0

項目	五島市 計画値 (案)	中城村北中城 村清掃事務組 合 (沖縄県) 40t/日	水俣芦北広域 行政事務組合 (熊本県) 43t/日	有明広域行政 事務組合② (熊本県) 70t/日
ばいじん (g/m ³ N)	0.02 以下	0.02	0.02	0.02
塩化水素 (ppm)	100 以下	50	100	100
硫黄酸化物 (ppm)	50 以下	50	100	50
窒素酸化物 (ppm)	150 以下	100	100	150
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1 以下	0.1	0.1	0.05

※) 2000年以降に竣工した全連続式焼却施設の実績
(施設規模20 t/日～150 t/日)

資料：平成21年度 ゴミ焼却施設台帳他

表1-3-4 ②長崎県内の施設の排ガス設計濃度事例との比較

項目	五島市 計画値 (案)	長崎市 (西工場) 240t/日	長崎市 (東工場) 300t/日	対馬市 60t/日	壱岐市 26t/日	北松北部 環境組合 70t/日
ばいじん (g/m ³ N)	0.02 以下	0.01	0.03	0.04	0.03	0.02
塩化水素 (ppm)	100 以下	30	100	100	100	100
硫黄酸化物 (ppm)	50 以下	20	35	80	50	50
窒素酸化物 (ppm)	150 以下	50	100	150	250	100
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1 以下	0.05	—	0.1	0.1	0.05

項目	五島市 計画値 (案)	県央県南広域 環境組合 300t/日	佐世保市 (西部) 240t/日	佐世保市 (東部) 200t/日	南島原市 60t/日	長与・時津 環境施設組合 54t/日
ばいじん (g/m ³ N)	0.02 以下	0.02	0.05	0.02	0.01	0.01
塩化水素 (ppm)	100 以下	20	30	30	50	200
硫黄酸化物 (ppm)	50 以下	20	100	20	50	100
窒素酸化物 (ppm)	150 以下	30	250	80	—	120
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1 以下	0.01	1.0	0.1	0.1	0.05

※) 2000年以降に竣工した全連続式焼却施設の実績
資料：平成21年度 ごみ焼却施設台帳他

(2) 排水基準

ごみ焼却施設からのプラント排水は、施設内で処理し、再利用する計画であり、河川等公共用水域には放流しない（クローズド）計画である。

そのため、排水基準は設定していない。

なお、生活排水も同様とし、浄化槽を設置し、無放流とする。また、敷地内に降った雨は再利用するが、余剰分は排水路に放流する。

(3) 騒音・振動・悪臭基準

騒音・振動・悪臭は、計画地の敷地境界での法規制値を厳守し、快適に生活できる環境を提供する。

表1-3-5 騒音、振動、悪臭の防止基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	(午前 8 時から午後 7 時まで)	(朝:午前 6 時から午前 8 時まで、夕:午後 7 時から午後 10 時まで)	(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
騒音	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
振動	65 デシベル以下	60 デシベル以下	
悪臭	臭気指数 15 以下		

※敷地境界での規制値

※臭気指数とは、人間の嗅覚を用いてにのいの程度を数値化したしたもの。

4. 搬出入車両条件

搬出入車両の条件は、以下のとおりとする。なお計画地への搬出入は南側に隣接する市道からとなる。

表1-3-6 想定する搬出入車両規格

項目	規格
ごみ搬入車両	2～4 t パッカー車、2～4 t トラック
直接搬入車	普通車等
リサイクルセンター処理 残渣搬入車	可燃：4 t トラック
メンテナンス車両	2～10 t 車、10 t ロング車
見学者車両	大型バス
一般車両	普通車

5. 供給施設条件

供給施設条件は、計画地やごみ焼却施設の計画を踏まえ、以下のとおり設定する。

表1-3-7 供給施設条件

項目	計画内容	備考
電気	高圧受電	ごみ焼却施設は、小規模であることから、発電設備は設置しない。買電は2,000kW以下となる見込みである。
用水	井水	旧施設も利用していることから、井水の利用が可能な見込みである。
燃料	灯油	建設予定地周辺には、都市ガスが整備されていないことから、灯油を使用する。
その他	プロパン等	バーナー着火のための燃料や生活系の湯沸かし等に利用する。

※都市ガス、下水道の使用は想定していない。

6. 既存施設との関連

新しいごみ焼却施設完成後、現在のごみ焼却施設は廃止する。

リサイクルセンターは継続使用し、排出される粗大ごみ、資源ごみを処理する。処理残渣のうち、可燃分は新しいごみ焼却施設に運搬し処理する。処理残渣及び不燃ごみは、最終処分場に運搬し埋立処分する。

7. 事業方式の選定

ごみ焼却施設の事業方式は、検討委員会にて総合的に評価を行い、公設民営方式 (DBO)が相応しいと判断された。

検討委員会では、ごみ焼却施設の事業方式として、「住民の生活を守る安全で安定的な処理を実現する施設」として、以下の2つの事業方式を検討した。

事業方式1 公設公営方式

事業方式2 公設民営方式 (DBO)

次に、2つの事業方式について、メーカーアンケート調査結果等を踏まえ、詳細に比較評価を行った。その結果、以下の点で優位であると判断したことから「公設民営方式 (DBO)」を選定することが望ましいと判断した。

【選定根拠】

- ・建設事業者、運営事業者が一体となり発生した故障等の事象に取り組むことができ、また、運営期間中も建設事業者を含めた監視、管理ができ、安全・安心感が高まることとなる。
- ・公共のリスクが低減される上、運営事業者のリスク管理能力が活用されることで、事業全体としてのリスク低減が図れる。
- ・運営段階でのごみ質変化に対し、柔軟な対応が可能であると想定できる。(余分な費用負担等が発生することなく、民間事業者の経験と努力の中で、効率的かつ適正なごみ処理が実現される。)
- ・運営費(特に維持管理費)に対しても競争性を確保することができる。(施設建設と施設運営の一括発注であり、運営期間における修繕費について、発注時に競争性を持たせることが可能となる。)
- ・計画外の修繕発生や本市の責によらないトラブル発生時にも契約金額以上の追加費用は発生しないことが大きなメリットである。
- ・事業者との役割/リスク分担のもと、行政負担(従事する人員等)を軽減できる。

(1) 事業方式選定フロー

事業方式の選定は、以下のフローにより選定した。

